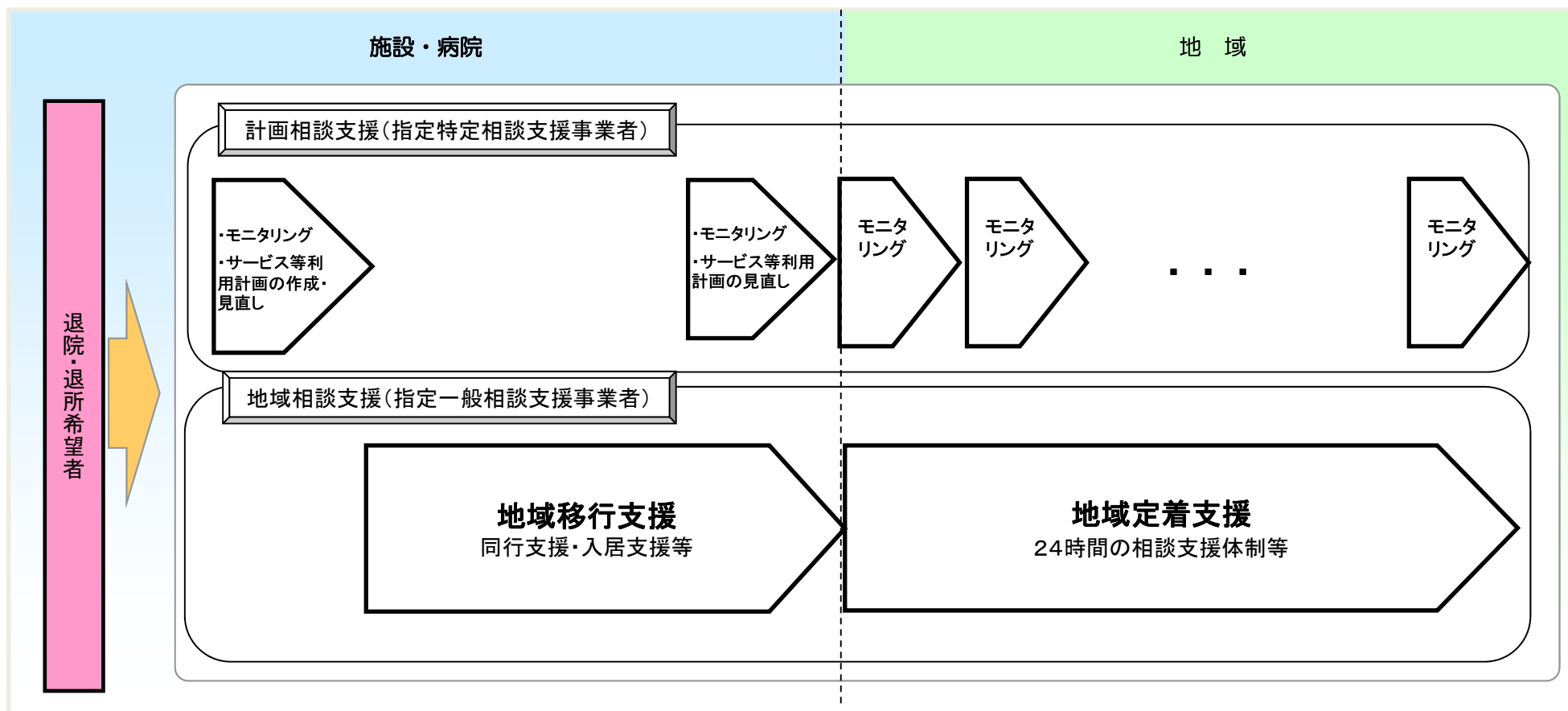


施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



相談支援の提供体制の整備と質の確保（案）

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。

その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用のあり方等について将来に向けて見直しを検討することとする。

○ 相談支援の提供体制の整備

（相談支援従事者研修の実施主体の拡大）

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

→ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（平成23年10月26日障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

（民間団体の相談支援業務従事者の活用）

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、一定の要件（※1）のもと、実務経験として認める

→ 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて（平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

※ 一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする。

（障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備）

自治体が策定する障害福祉計画において、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

○ 相談支援の質の確保

（指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表）

指定相談支援事業者の人員体制（保有資格や経験年数等）や事業の実施状況（相談件数や計画作成数等）の公表等について検討。

（相談支援従事者研修の充実等）

相談支援従事者研修の充実等について検討。

相談支援事業者数等の状況について (H22.4.1)

| 都道府県 | サービス利用者数 (実数) | 相談支援事業者数 | 相談支援専門員数 | | 相談支援専門員 1人当たりのサー ビス利用者数 |
|---------|------------------|----------|------------|-----------------------------|-------------------------------|
| | | | 研修 修了者数 | 指定相談支援 事業所に配置 されている人数 | |
| | | | (C) | (D) | |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (A/D) | |
| 01 北海道 | 38,145 | 140 | 1,913 | 289 | 132 |
| 02 青森県 | 8,136 | 58 | 593 | 98 | 83 |
| 03 岩手県 | 8,050 | 37 | 1,300 | 67 | 120 |
| 04 宮城県 | 10,214 | 25 | 1,030 | 61 | 167 |
| 05 秋田県 | 5,877 | 41 | 459 | 74 | 79 |
| 06 山形県 | 5,504 | 29 | 289 | 40 | 138 |
| 07 福島県 | 9,058 | 55 | 889 | 90 | 101 |
| 08 茨城県 | 11,259 | 56 | 751 | 100 | 113 |
| 09 栃木県 | 8,395 | 50 | 635 | 69 | 122 |
| 10 群馬県 | 7,246 | 49 | 562 | 87 | 83 |
| 11 埼玉県 | 19,262 | 103 | 1,318 | 212 | 91 |
| 12 千葉県 | 18,679 | 98 | 1,008 | 190 | 98 |
| 13 東京都 | 45,925 | 200 | 1,747 | 421 | 109 |
| 14 神奈川県 | 30,212 | 105 | 2,150 | 253 | 119 |
| 15 新潟県 | 10,093 | 65 | 1,080 | 149 | 68 |
| 16 富山県 | 4,589 | 27 | 351 | 49 | 94 |
| 17 石川県 | 5,456 | 31 | 361 | 44 | 124 |
| 18 福井県 | 4,489 | 33 | 936 | 42 | 107 |
| 19 山梨県 | 3,926 | 31 | 583 | 45 | 87 |
| 20 長野県 | 9,944 | 71 | 1,321 | 143 | 70 |
| 21 岐阜県 | 8,838 | 41 | 715 | 65 | 136 |
| 22 静岡県 | 13,455 | 81 | 715 | 141 | 95 |
| 23 愛知県 | 23,494 | 169 | 1,814 | 358 | 66 |
| 24 三重県 | 7,326 | 21 | 740 | 44 | 167 |

| 都道府県 | サービス利用者数 (実数) | 相談支援事業者数 | 相談支援専門員数 | | 相談支援専門員 1人当たりのサー ビス利用者数 |
|---------|------------------|----------|------------|-----------------------------|-------------------------------|
| | | | 研修 修了者数 | 指定相談支援 事業所に配置 されている人数 | |
| | | | (C) | (D) | |
| (A) | (B) | (C) | (D) | (A/D) | |
| 25 滋賀県 | 7,203 | 30 | 385 | 80 | 90 |
| 26 京都府 | 12,411 | 71 | 1,132 | 138 | 90 |
| 27 大阪府 | 37,653 | 196 | 3,942 | 464 | 81 |
| 28 兵庫県 | 22,455 | 87 | 458 | 154 | 146 |
| 29 奈良県 | 6,181 | 29 | 712 | 63 | 98 |
| 30 和歌山県 | 5,817 | 41 | 451 | 58 | 100 |
| 31 鳥取県 | 4,059 | 19 | 333 | 51 | 80 |
| 32 島根県 | 5,296 | 55 | 422 | 90 | 59 |
| 33 岡山県 | 9,466 | 36 | 839 | 59 | 160 |
| 34 広島県 | 12,009 | 73 | 1,437 | 129 | 93 |
| 35 山口県 | 7,218 | 45 | 387 | 78 | 93 |
| 36 徳島県 | 5,026 | 46 | 393 | 87 | 58 |
| 37 香川県 | 4,298 | 33 | 608 | 59 | 73 |
| 38 愛媛県 | 7,055 | 38 | 560 | 60 | 118 |
| 39 高知県 | 4,483 | 28 | 415 | 58 | 77 |
| 40 福岡県 | 22,401 | 97 | 1,849 | 178 | 126 |
| 41 佐賀県 | 4,393 | 17 | 397 | 36 | 122 |
| 42 長崎県 | 8,875 | 46 | 484 | 89 | 100 |
| 43 熊本県 | 10,013 | 57 | 678 | 89 | 113 |
| 44 大分県 | 7,038 | 45 | 571 | 70 | 101 |
| 45 宮崎県 | 5,641 | 38 | 361 | 56 | 101 |
| 46 鹿児島県 | 10,255 | 56 | 251 | 94 | 109 |
| 47 沖縄県 | 8,662 | 44 | 405 | 95 | 92 |
| 全国計 | 545,480 | 2,843 | 40,730 | 5,465 | 100 |

※1 サービス利用者(実数)は、H22.4国保連データ。

※2 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調べデータ。

※3 サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書(平成19年度障害者保健福祉推進事業)における調査では、相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。

相談支援従事者研修事業者の指定要件

○ 事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

○ 事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下、「国研修」という。）を修了した者を中心として実施すること。
- ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）
- ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。

※ 都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

○ 研修受講者に関する要件

- ・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

○ その他の要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- ・ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、以下の要件をいずれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実務要件として認めることとする。

- 指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。

※ 指定に当たっては法人格が必要であることに留意。

- 民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に従事する者で5年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ、「5年間の相談業務を行っていることが客観的に分かる資料（※）」があること。

※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。

（参考）現行の取扱い（H18.11相談支援事業関係Q & Aにおいて提示）

（1） 事業所要件

公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されている事業所

（2） 実務経験の証明

事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

(参 考) 相 談 支 援 専 門 員 の 実 務 経 験

| 業務の範囲 | | 相談支援専門員 | |
|-------------------------------|----------|--|--------|
| | | 業務内容 | 実務経験年数 |
| 障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 | ① 相談支援業務 | 施設等において相談支援業務に従事する者※1 | 5年以上 |
| | | 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者 | |
| | | 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 | |
| | | 特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者 | |
| | | その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | |
| | ② 介護等業務 | 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 | 10年以上 |
| | | その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | |
| | ③ 有資格者等 | 上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者 | 5年以上 |
| | | 上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者 | 3年以上 |

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

平成23年度における相談支援専門員の研修体系

- 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」及び「障害児相談支援」を創設。(平成24年4月1日施行)
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
- これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- ※ 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修
＜初年度＞

(31.5時間)

現任研修
＜5年ごと＞

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】

- ・地域相談支援
- ・障害児相談支援

(4～5時間程度)

事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員

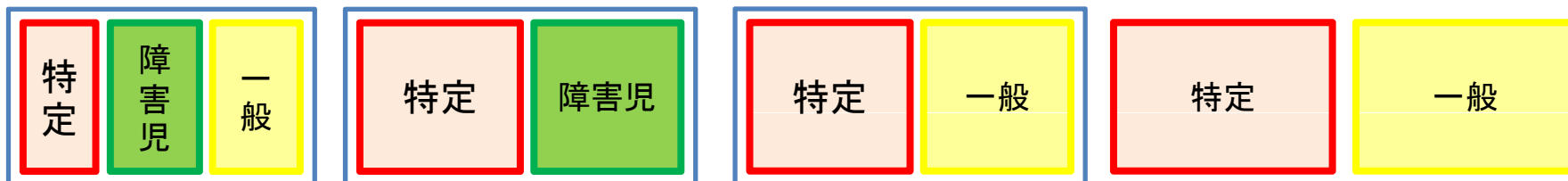
※ 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。

この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者(地域移行・定着支援担当)

(人員基準) 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者

【想定される類型】



障害福祉サービスの利用の組み合わせ(案)

○ 障害福祉サービスの利用の組み合わせ

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することによりケアマネジメントがなされることを踏まえ、平成24年度以降における以下の障害福祉サービスの利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようにする。

(施設入所支援と就労継続支援)

- ・ 就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ

(施設入所支援と生活介護)

- ・ 障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせ

※ 障害程度区分4以上であって一定の要件を満たす重度の障害者が、職員配置基準を超えて手厚い人員体制による介護が必要となる場合における、ケアホームとホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長。

基幹相談支援センター(案)

1. 設置者

法 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他厚生労働省令で定める者が設置することができる。

→ 「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

→ 身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。
このほか、地域における相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

3. 業務

法 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

4. 人員体制

→ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。（画一的な人員基準は設けないこととする）

5. 財源

一般財源（交付税）

※ 地域生活支援事業費補助金による機能強化のための費用の補助（専門職の配置やコーディネーターへの補助）や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費について、概算要求。

新

基幹相談支援センターの役割のイメージ

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。
- 現在の相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費への補助を概算要求。
 - ①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

- ・ワンストップ相談窓口(3障害対応)
- ・支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言
- ・地域の相談支援専門員の人材育成

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

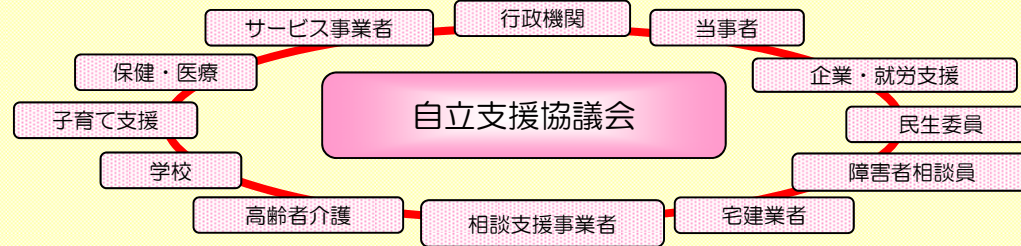
地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の関係機関のネットワーク化

運営委託等

自立支援協議会



児童発達
支援センター
(相談支援事業者)

相談支援
事業者

相談支援
事業者

相談支援
事業者

新

市町村の自立支援協議会の役割（案）

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

自立支援協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

成年後見制度利用支援事業の必須事業化(案)

法 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする方向で検討。

※ 必須事業化に伴う費用について、地域生活支援事業費補助金において概算要求。

